

テレワーク普及促進事業

令和2年7月



総務省 中国総合通信局

テレワーク普及促進事業

<テレワークに関して>

- 新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らし、業務を継続することを可能とするテレワークが活用された。
- 今後、新しい生活様式を定着させ、感染拡大の防止と経済活動の両立を持続的に可能とするため、テレワークの定着が必要。
- 総務省では、従来からテレワークの推進に取り組んでおり、業務の効率化による生産性の向上に繋がり柔軟な働き方を実現する「働き方改革の切り札」としてテレワークのメリットを説明。総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省が連携して、テレワークの普及促進に向けた取り組みを進めてきたところ。
- この度のコロナ禍を経験して、テレワークが感染症対策としても、その有効性が広く認識された。
- テレワーク導入状況は、都市部や大企業の導入は進んでいるが、地方の中小企業等においては、導入が遅れている。
- この課題解決のため、総務省では、次のテレワーク普及促進事業に取り組んで参ります。

令和2年度 テレワーク普及促進事業

テレワーク専門家による相談対応（テレワークマネージャー事業）

- テレワーク導入を検討する企業等に、専門家が無料で相談対応し、テレワークシステム、情報セキュリティ等、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイスを実施（厚生労働省の労務管理コンサルタント事業と連携）
- **テレワークマネージャーの増員による相談体制の拡充**

テレワーク・サポートネットワーク

- **中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における中小企業を支援する団体と連携し、これら団体の既存の窓口を「テレワーク・サポートネットワーク」として設定**
- **中小企業等に対して、相談会を開催する等、テレワーク導入を支援する機能を担っていただく予定**

テレワークのセキュリティ強化

- テレワークシステムに関するセキュリティチェックリストの策定
- セキュリティに関する実態調査を実施し、テレワーク相談窓口のセキュリティ面での拡充を図る

テレワークのための中小企業の設備投資税制

- 中小企業がテレワークのために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、法人税・所得税の特例措置の対象に加える

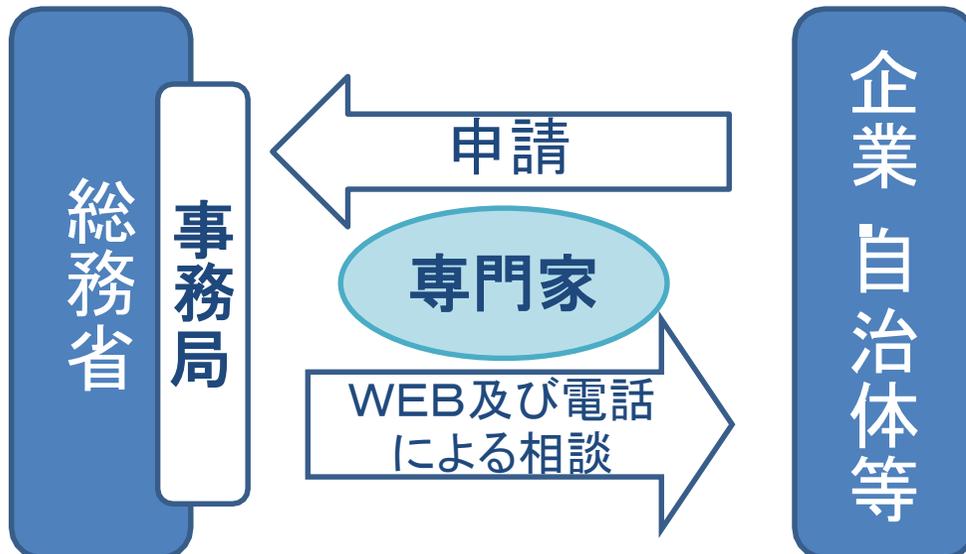
テレワークマネージャー事業

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家**が無料で相談対応する事業

→テレワークシステム、情報セキュリティ等、主にICT面で**テレワークの導入に関するアドバイスを実施**

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、**令和元年度から令和2年度にかけて切れ目なく事業を継続**（令和2年度分：令和2年4月1日から申込受付開始）

- **新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、web・電話相談を実施**

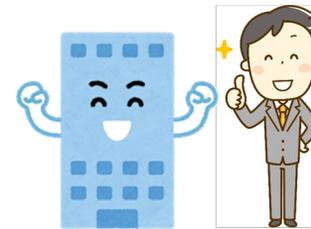


総務省令和2年度

総務省事業

テレワークマネージャー 相談事業のお知らせ

テレワークを導入するためには
どうすればいいの？
システムやセキュリティは？



- 専門家によるコンサルティング
専門家が、主にICT面で**テレワークの導入に関するアドバイス等を実施**します。
- 導入支援
トライアル・正式導入に向けて企業規模を問わず支援します。

➤ 相談実施期間：

2020年4月1日（水）～2021年3月31日（水）

費用：コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担

※**新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Web・電話相談を実施**します（テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。）。

Q.【テレワークマネージャー相談事業】とは？

- A. テレワークの知見、ノウハウ等を有する**専門家（テレワークマネージャー）が、無料で**Web及び電話によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。

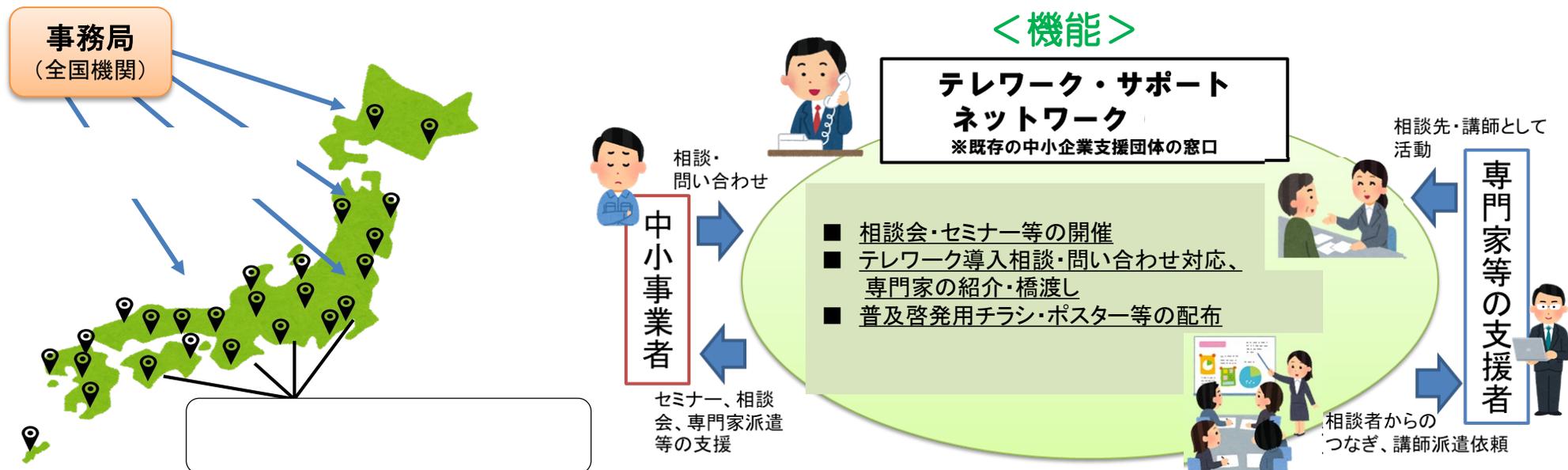
詳細・お申し込みはこちらから！



テレワーク・サポートネットワーク

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における**中小企業支援の担い手となる主体**と連携し、**これら団体の既存の窓口を「テレワーク・サポートネットワーク」**として設定。
⇒これら窓口は、**テレワークの導入について事業者を支援する機能**を担っていただくとともに、当該地域内において、テレワーク相談の**相互連携ができるネットワーク機能**を果たしていただくことを想定。
- サポートネットワークとして設定された窓口に対して、事務局となる全国機関（事業の受託者）を通じ、**テレワーク普及活動に必要な費用・ノウハウ等を支援**（相談会開催やチラシ等の印刷、専門家の派遣、コンテンツ提供など）

テレワーク・サポートネットワーク



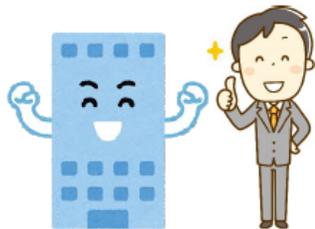
(別添1) テレワークマネージャー事業 チラシ

総務省令和2年度

総務省事業

テレワークマネージャー 相談事業のお知らせ

テレワークを導入するためには
どうすればいいの？
システムやセキュリティは？



- 専門家によるコンサルティング
専門家が、主にICT面で**テレワークの導入に関するアドバイス等を実施**します。
- 導入支援
トライアル・正式導入に向けて
企業規模を問わず支援します。

➤ 相談実施期間：

2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)

➤ 費用：コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担

※**新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Web・電話相談を実施**します(テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。)

Q.【テレワークマネージャー相談事業】とは？

A. テレワークの知見、ノウハウ等を有する
専門家(テレワークマネージャー)が、無料で
Web及び電話によるコンサルティングを実施します。
働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICT
ツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。

詳細・お申し込みは
こちらから！



実施概要



本事業は下記の条件により実施いたします。

| | |
|----------|--|
| 【対象団体】 | テレワークの導入を検討している以下の団体が対象です。 ① 民間企業(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等又は特定非営利活動法人) ② 都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体等 |
| 【相談内容】 | テレワークによる効果の説明、システム導入方法の説明、セキュリティ対策のアドバイス、導入に向けての支援 等 |
| 【相談実施期間】 | 2021年3月31日(水)まで |
| 【費用】 | コンサルティング費用：無料 コンサルティングにかかる通信費(電話料金やネット通信料)：実費負担 |

お申し込み・お問合せ

ホームページの申請フォームよりお申し込みください
<https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>



WEBサイトはこちら

申請の手続き等、詳細に関しましては、
事務局である「NTTデータ経営研究所」までお問い合わせください。

【テレワークマネージャー相談事業 事務局】
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10F
株式会社NTTデータ経営研究所
【E-Mail】 twm@nttdata-strategy.com
【TEL】03-5213-4032

テレワーク導入に関する “相談会”“セミナー”を開催しませんか

地域の企業様の「テレワークを導入したい」というニーズが急増しています。中小企業支援団体様や地方自治体の皆様は、相談会やセミナーを開催したいが、「講師等を誰にお願いしたら良いのか分からない」「会場や講師等の費用が発生する」等の課題があります。

総務省が中小企業支援団体様や地方自治体の皆様をサポートすることで、全国各地の企業・団体様が速やかにテレワークを導入できるご支援をします。



このようなお困りごとを解決します



テレワークの相談を受けるけど
専門家ではないので難しい・・・



中小企業支援団体の職員様や
地方自治体の皆様

テレワーク導入を検討しているけど
誰に相談していいか分からない・・・



地域の企業様

開催に向けた **事前準備** **当日運営** **費用**
をサポート致します。

中小企業支援団体様や地方自治体の皆様へのお願ひ事項

- ▶ 開催要望の旨をご連絡いただく 
- ▶ 開催希望日の決定 
- ▶ 開催の周知・広報のご協力 

※告知チラシはご準備いたします

詳しくは裏面をご覧ください

総務省令和2年度テレワーク・サポートネットワーク

相談会のイメージ

テレワークの導入に向けて具体的な「ICT」や「セキュリティ」等について専門家がお答えします。(オンラインでの開催も可能)

【実施場所】

開催者様の会議室又は貸会議室
(会議室の賃料は事務局で負担)

【対応者】

ICT等の専門家を事務局から派遣
(経費等は事務局が負担)
※職員様のご対応でも可能



セミナーのイメージ

テレワークの導入に向けたセミナー（専門家講演、デモ展示会、個別相談会等）を開催いたします。

【実施場所】

開催者様の会議室又は貸会議室
(会議室の賃料は事務局で負担)

【対応者】

ICT等の専門家を事務局から派遣
(経費等は事務局が負担)
※職員様のご対応でも可能

【セミナー教材】
事務局にて準備



オンラインでの開催も可能です！

具体的な開催のご相談は事務局までお問合せください。

<問い合わせ先> 総務省テレワークサポートネットワーク事務局
電話：03-5422-1517
Mail：jimukyoku@teleworksupport.go.jp
受付時間：平日9時～17時

総務省令和2年度テレワーク・サポートネットワーク

連絡先

テレワーク導入の支援に関するお問い合わせについては、以下の連絡先までお願いします。



総務省 中国総合通信局
情報通信部 情報通信連携推進課

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
TEL 082-222-3471
E-mail renkei-rd@soumu.go.jp